

## 保護者の皆様へ

# 令和5年度 就学援助制度のお知らせ

島原市では、小・中学校に在学するお子さまの保護者の方で、経済的にお困りのご家庭に対し、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」を設けています。援助を希望される方は、学校に相談のうえ申請手続きを行ってください。

### 援助を受けられる費用

- |                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 学用品・通学用品費（全学年）   | 7 通学費                              |
| 2 新入学用品費（新1年生のみ）   | 学校長の許可を受け、公共交通機関を利用する場合（区域外通学を除く。） |
| 3 社会科見学活動費（参加する場合） | 8 医療費                              |
| 4 校外活動費（参加する場合）    | （健康診断・医療相談又は学校からの指示があった場合のみ）       |
| 5 修学旅行費（参加する場合）    |                                    |
| 6 学校給食費（全学年）       |                                    |

### 就学援助制度の対象となる方

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ① 次のいずれかを受けている                     | ② その他次のいずれかの場合  |
| ア 前年度又は当該年度に生活保護の停止又は廃止            | ア 保護者の職業が安定しないなど世帯全員の収入が非常に少ないため学用品費等に不自由している【収入基準あり】             |
| イ 市民税の非課税及び減免（※世帯全員が該当する場合に限る）     | イ 以上のほかの事情で学用品費等に不自由している（家計維持者の死亡・長期療養・交通事故及び火災など特別な事情により生活が苦しい等） |
| ウ 児童扶養手当の受給（※児童手当・特別児童扶養手当とは異なります） |   |

### 申請の手続き

- 1 申請書の配付・提出場所：お子さまが在学している各小・中学校の職員室または事務室
- 2 申請に必要なもの：
  - （1）就学援助申請書
  - （2）委任状兼口座振込依頼書
  - （3）就学援助要件に応じた証明書類（※裏面説明あり）

※上記（1）（2）の書類は、各小・中学校に備え付けてあります。

### 注意事項

1. 令和4年度において援助を受けられていた方も、引き続き援助を希望される場合は、新たに令和5年度分の申請手続きが必要です。
2. 生活保護を受けられている方については、当制度において修学旅行費の援助を行いますので、該当学年の児童生徒がいる方は、就学援助申請の必要はありませんが、学校から「委任状」の用紙を受け取り、必要事項を記入の上、学校へ提出してください。
3. 支給決定については、申請された内容に基づき、要件・収入状況などの審査後、学校を通じて決定の可否を各世帯へ通知いたします。

4. 認定の目安：(例) 41歳の父と母（夫婦共働き）及び子ども2人の4人家族で試算した場合

世帯人数	年齢・世帯構成の例	年収（世帯合計）
4人	父41歳・母41歳・子11歳・子6歳	約300万円

※年齢・世帯構成などにより、認定となる世帯収入の目安となる年収の金額は異なります。

上記の表は一例ですので、ご注意ください。

### 就学援助の対象者と申請に必要な提出書類

		該当理由（申請理由）	添付書類 （提出書類）	添付書類の 発行機関
1	(ア)	生活保護が停止または廃止された	保護停止・廃止決定 通知書の写し	福祉課
	(イ)	市民税が非課税である ※世帯員全員が非課税の場合に限る （所得が一定以下の理由による非課税）	—	—
	(ウ)	児童扶養手当を受けている ※児童手当や特別児童扶養手当は対象外	児童扶養手当証書 （オレンジ色）の写し （申請時点で有効期限内の 証書であること）	こども課
2	(ア)	保護者の職業が安定しないなど世帯全員の 収入が非常に少ないため学用品費等に不 自由している【収入基準あり】	世帯の 所得・課税証明書	本庁税務課・市民窓 口サービス課・有明 支所・とるっと（イ オン内）
	(イ)	上記の理由以外に、保護者の離職や長期療 養、火災、交通事故など特別の事情があ り、現在の生活が苦しく、子どもを就学さ せるのが困難な場合 ※申請書の最下段「特別の事情」の記載欄に 具体的事情と生活状況を記入してください	収入が減少している ことがわかる書類等 （雇用保険受給資格者証 や罹災証明など、特別な 事情を証明できる書類）	—

### 提出書類の注意点

提出する添付書類は、返却できませんのでコピーでも結構です。

提出する添付書類は、申請日時点において、最新の証明書を提出してください。

※上記2-（ア）の理由（収入要件）で申請される場合は、世帯の「所得・課税証明書」を提出してください。なお、証明書の発行には手数料がかかります。

また、未申告の方は、所得・課税証明書が発行できない場合があります。

※1-（イ）、2-（ア）について：令和5年1月1日現在で、島原市に住所がなかった方も提出が必要で、令和5年1月1日現在の住所地の市区町村から、家族全員分の「市県民税（所得・課税）証明書」の発行を受け、提出してください。

※小・中学校に、兄弟・姉妹がいる場合の申請は、添付書類はコピーの添付でも結構です。

詳しくは

各小・中学校の事務室

島原市教育委員会 教育総務課 電話：68-5471（直通）へお尋ねください